

質問回答書

令和7年8月19日

「延岡市放課後児童クラブ」指定管理者公募に関する質問がありましたので、以下のとおり回答いたします。

No.	質問内容	回答
1	募集要項2P (3) 留意事項、3P (12) 提出書類について 1つの申請団体が複数のクラブへ応募する事は可能と記載がありましたが、提出書類で指定されている「参加申込書等」、「提案書等」は応募する児童クラブ毎に正本1部及び副本5部を準備すると理解していいですか。	「参加申込書等」につきましては、応募クラブ数にかかわらず共通の書類であると見込まれますので、募集要項に記載のとおり各1部をご提出ください。 「提案書等」につきましては、①④⑤⑥は応募クラブ数にかかわらず共通の書類であると見込まれますので、正本1部及び副本5部をご提出ください。②③⑦は、クラブ毎に内容の変動が見込まれますので、必要に応じてクラブ毎に正本1部及び副本5部をご提出ください。
2	(1) 参加申込書等について ②地方税に滞納が無いことの証明ですが、延岡市内に本社が無い場合であっても、市税・県税に滞納がないことの証明書を添付する必要がありますか。 添付が必要な場合には原本、副本の指定や発行期限の指定はありますか。	延岡市内に本社が所在しない場合であっても、地方税に滞納が無いことを確認するため、本社所在地における証明書の添付は必要です。 原本、副本のいずれでも可とします。発行日は原則直近のものが望ましく、証明日が募集開始日以後のものであれば有効とします。
3	(1) 参加申込書等について ③国税に滞納が無いことの証明ですが、本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3の3」を添付すると理解していいですか。 添付する納税証明書は原本、副本の指定や発行期限の指定はありますか。	他に賦課された国税がない場合は、お見込みのとおりです。 原本、副本のいずれでも可とします。発行日は原則直近のものが望ましく、証明日が募集開始日以後のものであれば有効とします。
4	(1) 参加申込書等について ⑥契約実績を証明する書類ですが、代表的な契約書を添付する形で問題ありませんか。	代表的な契約書の添付で差し支えありません。
5	(1) 参加申込書等について ⑦当該申請団体の登記事項証明書ですが、原本、副本の指定や発行期限の指定はありますか。	原本、副本の指定はありません。発行日は原則直近のものが望ましいですが、令和7年4月1日以後のものであれば有効とします。ただし、令和7年4月1日以後に変更等が生じている場合は最新のものをご提出ください。

6	(1) 参加申込書等について ⑧当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類ですが、事業直近年度のみの添付と理解していいですか。	経営状況等につきましては、過去数年分の状況を確認するため、直近3か年分をご提出ください。
7	(2) 提案書等 ②事業計画書、⑦自主事業計画書（任意様式）について、必要事項を記入する事を前提にPowerPointなどの書式を活用して作成する事は可能ですか。 また作成が可能な場合、縦・横書き、写真・イラストの挿入、枚数の指定などはありますか。	②事業計画書は、本市が提示している様式にてご提出ください。⑦自主事業計画書は任意様式で作成可能です。作成に関し指定はありません。
8	(積算根拠)・(特定分)について 開所日数が290日と記載がありますが、仕様書2Pの「4. 開所日・開所時間」(1)開所日のイでは開所日数は250日以上とすると記載がありますが、全ての支援単位において290日の開所を基本として指定管理料を積算しており290日を下回ると指定管理料の精算(返金)になる場合があると認識していいですか。例えば、利用人数が事前に0名である事が分かっている場合であっても2名の職員配置基準を遵守し8時から18時まで開設をしない場合には開設日数に含まれないと理解していいですか。	お見込みのとおりです。表での記載については、補助基準額である指定管理料の上限を積算するため開所日数を290日と設定しております。年度毎の指定管理料の積算は、国の基準に拠る開所日数に応じますので、290日を下回る場合は当該日数にて積算を行います。 本事業は国の基準に拠って開所日数を計上するため、児童の有無にかかわらず、本市が定める職員の配置基準が遵守されていない場合は開所日数に含みません。
9	15. 職員体制 (2) 配置基準について ②各支援単位において放課後児童支援員を1名以上配置するものとする。支援員のうち1名を主任支援員とし、支援員及び補助員を統括すると記載がありますが、主任支援員は各施設(各児童クラブ)において1名の配置、各支援単位に1名の配置のどちらになりますか。	各児童クラブに1名の配置を行ってください。
10	【その他】 全施設の見学を希望しますが可能でしょうか。	見学希望の申出があった場合は調整しますので、事前にこども保育課へ申し出てください。
11	【その他】 時間によって児童数が減少した場合や土曜日については合同保育が可能でしょうか。	国の基準に基づき、クラブ毎に、児童数に応じた合同保育を行うことは可としますが、全ての支援単位において年間250日以上開所することを前提とします。
12	【事業計画書の様式について】 内容を網羅していれば別様式でも構いませんか。また、申請する施設ごとに事業計画書を1つ作成するというのでしょうか。	本市が提示している様式にてご提出ください。 クラブ毎に内容の変動が見込まれますので、必要に応じてクラブ毎に正本1部及び副本5部をご提出ください。
13	【収支予算書について】 1施設に複数支援がある場合でも、その施設単位での年額で記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

14	<p>【要項P.4 参加申込書等について】 (1)の参加申込書等については②③⑦は原本でしょうか。写しも認められますか。また、ファイルに綴じて提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>②③⑦は、原本、副本、写しのいずれも可とします。ファイル綴じでの提出で差し支えありません。</p>
15	<p>【要項P.6 別紙① 施設概要について】 ①各施設の現在の開所時間（平常時、土曜日、長期休暇）※仕様書と異なる場合 ②延長保育を実施している場合の時間と料金、 ③各クラブの職員の雇用人数及び配置人数、勤務シフト ④現在の月額利用料金、月額おやつ代 ⑤長期休暇のみ利用する児童がいる場合はその登録数（クラブごと）</p>	<p>施設概要については以下のとおりです。 ①岡富小（土曜）：8時から17時 恒富小（土曜）：8時30分から17時 恒富小（長期）：8時30分から18時 ②東海小：1日500円（7時30分から8時まで） 東小：1日500円（7時30分から8時まで） 東小：1日2000円（18時から18時45分まで） ③雇用人数 東海小：常勤3人+非常勤2人+夏2人 東小：常勤3人+非常勤11人+夏7人 岡富小：常勤1人+非常勤14人+夏4人 恒富小：常勤2人+非常勤5人+不定期2人 配置人数：児童数に応じ、配置基準を遵守した人数 勤務シフト：現受託者雇用のため、市からお示しできません。 ④月額利用料金：4,000円 月額おやつ代：1,000～1,500円程度（恒富小無） ⑤長期休業期間のみ利用の登録児童数（令和6年度） 東海小：10人 東小：32人 岡富小：9人 恒富小：21人</p>
16	<p>【要項P.8 積算根拠について】 一般分の2、その他分の1および2については指定管理料上限額に含んで提案すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>一般分の2については、児童の加入状況により加算の有無が変動するため、一般分の2を除いた額でご提案ください。</p>
17	<p>【仕様書P.5 (8) 安全対策について】 現在、児童による自主降所はありますか。またその場合は何時が最終時間ですか。</p>	<p>各クラブにおける自主降所の状況は以下のとおりです。 東海小：稀にあり。降所時間は保護者との協議によります。 東小：稀にあり。降所時間は保護者との協議によります。 岡富小：なし。全て保護者の迎えによる降所です。 恒富小：あり。17時以降は迎えによる降所です。</p>
18	<p>【仕様書P.6 ④防災・防犯対策について】 現在、各クラブの主任は防火管理者となっていますか。防火管理者の配置は運営開始前に配置が完了していることを指しますか。</p>	<p>主任支援員が防火管理者となっていないクラブもあります。防火管理者は、運営開始時点で配置できるようにしてください。</p>

19	<p>【仕様書P.6 (9) 配慮を必要とする児童の対応】 配慮を必要とする児童の判断基準をお示しください。また、職員を加配する場合の指定管理料の増額は認められますか。</p>	<p>配慮を必要とする児童の判断基準については、原則として国の基準に基づきます。職員の加配については、募集要項別紙②【指定管理料 積算内訳】に記載のとおり、子ども・子育て支援交付金の補助対象となる場合のみ別途協議し、指定管理料に含みます。</p>
20	<p>【仕様書P.7 (11) ②イ】 他の児童クラブ職員との意見交換について、現在はどのような方法で実施していますか。</p>	<p>必要に応じて、各クラブの主任支援員等の中で情報交換等を行っています。意見交換会等の場は設けておりません。</p>
21	<p>【仕様書P.9 11 物品の帰属】 現在の各クラブの備品台帳をお示しください。</p>	<p>現在、各クラブの備品は市に帰属しておらず、市としての備品台帳がないため、お示しできませんが、エアコン、冷蔵庫、座卓、机や椅子等が設置されています。12月定例市議会にて指定管理者として指定された後にご確認ください。</p>
22	<p>【仕様書P.10 15. (2) ②配置基準】 支援単位ごとに主任支援員を配置することとなりますか。</p>	<p>各児童クラブに1名の配置を行ってください。</p>
23	<p>【仕様書P.11 (3) ①職員の継続雇用について】 4小学校において継続雇用を希望されている方は全体の何割程度いらっしゃいますか。</p>	<p>職員の継続雇用については、指定管理者として指定された後に協議していただきますので、現時点ではお示しできません。</p>
24	<p>【仕様書P.11 (4) ①賃金額】 継続雇用となる職員の給与を見込むため、直近の運営母体における賃金額をお示しください。(賞与の有無等も含む)</p>	<p>支援員等は現受託者雇用のため、市からお示しできません。</p>
25	<p>【仕様書P.13 別表 業務分担区分】 保護者利用料の減免措置について、減免の基準やルールについてご教示ください。</p>	<p>利用児童の属する世帯が生活保護法による保護を受けていると認めるときは利用料の全額を免除、同一世帯に2人以上の利用児童がいるときは2人目以降の利用児童の利用料の2分の1を減額となります。</p>
26	<p>【仕様書P.15 別表 費用分担区分】 各クラブの水光熱費について令和6年度の実績をご教示ください。</p>	<p>本市が把握している令和6年度の水道光熱費実績は以下のとおりです。 東海小：299,718円 東 小：449,580円 岡富小：419,033円 恒富小：175,474円</p>
27	<p>【仕様書P.15 別表 費用分担区分】 工事費について、維持補修工事費とはどのような工事が該当しますか。その他、設備等に関する点検業務や機械警備などはありますか。</p>	<p>施設の維持や補修に係る工事が該当します。 10万円未満の軽微な工事は、指定管理者負担とします。 設備等に関する点検業務や機械業務は、定められたものではありませんが、施設の管理運営を行う上で必要と見込まれるものは実施してください。</p>